

令和3年3月31日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

いわき緑化興業（株） 福島県いわき市植田町南町2-5-4

令和3年3月31日～令和3年4月30日（1ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、平成30年8月から平成31年3月に施工した福島県発注工事において、請負金額が建設業法施行令で定める金額（3,500万円）以上であるため、現場に配置する主任技術者は専任でなければならないにもかかわらず、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき営業所の専任技術者を配置していた。

このことが、建設業法第7条第2号及び第26条第3項に違反するとして、令和2年12月24日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。

また、これらのことを受け、東北地方整備局が令和3年3月24日付けで当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上